

マンションみらいネット利用規約

公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」といいます。）は「マンションみらいネット」（以下「本システム」といいます。）の提供に当たって「マンションみらいネット利用規約」（以下「本規約」といいます。）を次のように定めます。

第1章 総則

（規約の適用）

第1条 本規約は、本システムの利用に関し、センター、センターとの間で本システムの利用契約を締結したマンション管理組合又は分譲事業者（以下「利用者」といいます。）及び本システムの利用契約を締結したマンション管理組合の組合員（以下「組合員」といいます。）に適用するものとします。

（規約の変更）

第2条 センターは、利用者に第29条の通知をすることにより、利用者の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合において、規約変更の通知の到達後の利用料金その他の本システムの利用条件は、変更後の規約によります。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとします。

- 一 登録情報 第3章の規定に従い本システムに登録されたマンション及びマンション管理組合に係る情報
- 二 加工情報 登録情報をもとにセンターが別に定める計算により作成した情報
- 三 診断情報 登録情報をもとに登録マンションにおける管理状況を登録マンション全体の平均等と比較表示した情報
- 四 全項目登録組合 令和2年1月末までに「マンションみらいネット（全項目登録型）」に登録した管理組合
- 五 登録補助者 全項目登録組合が第3章第3款の更新の手続を行うにあたり、全項目登録組合の希望に基づき登録内容の確認を行う者として、センターがその業務を委託する者
- 六 組合専用サイト 本システムに登録したマンション管理組合の組合員が自己のマンションの登録情報を閲覧できるホームページ
- 七 公開サイト 本システムの登録情報を一般向けに情報提供するホームページ

第2章 契約

(利用契約)

第4条 本システムの利用を希望するマンション管理組合又は分譲事業者（以下「利用希望者」といいます。）は、センターとの間で利用契約を締結しなければなりません。

2 利用契約の内容は、本規約の各規定に従うものとし、本システムの利用希望者は、これを確認し同意したものとします。

(利用契約の申込)

第5条 利用契約の申込は、利用希望者がセンター所定のマンションみらいネット登録申請書を提出することによって行うものとします。

2 利用希望者は、前項の利用契約の申込時に、その連絡先（センターから本システムに関する連絡を行う先をいいます。）を届け出るものとします。

(利用契約の成立)

第6条 センターは、利用希望者が次の各号に掲げる場合に該当するときを除き、本システムの利用を承諾するものとし、初回の利用料金として第27条の利用料金が払い込まれたことをセンターが確認したときに利用契約が成立するものとします。

- 一 センターへの申告、届出内容に虚偽があった場合
- 二 過去に不正使用などにより利用契約が解約されていることが判明した場合
- 三 前2号に掲げるもののほか本規約に違反した場合
- 四 前3号に掲げるもののほかセンターが本システムの利用者として不適切と認めた場合

第3章 登録

第1款 マンション情報の登録

(マンション情報の届出)

第7条 利用希望者は、第5条第1項の登録申請書を提出するときは、併せてセンター所定のマンション情報登録シートその他の書類により、マンション及びマンション管理組合に関する情報（本章において「マンション情報」といいます。）をセンターに届け出るものとします。

2 利用希望者は、真実のマンション情報を届け出なければなりません。

(登録の完了)

第8条 センターは、マンション情報の登録が完了したときは、利用者にマンションみらいネット登録完了書及び登録内容一覧表を送付するものとします。

2 利用者は、登録内容一覧表の内容を確認し、登録内容を訂正する必要があるときは、速やかにセンターに通知するものとします。

第2款 分譲事業者からの地位の承継

(分譲事業者からの地位の承継)

第9条 分譲事業者が登録したマンションについて新たにマンション管理組合が設立されたときは、当該管理組合（以下「新規管理組合」といいます。）は、分譲事業者から利用者としての地位を承継するものとし、その旨をセンターに届け出るものとします。

2 前項の規定により地位を承継した新規管理組合が、第7条第1項の規定により分譲事業者が届け出たマンション情報を変更する場合は、次条に規定する更新手続きに従うものとします。

第3款 更新

(更新)

第10条 利用者は、センターから登録情報更新手続きのご案内及び更新登録シートの送付を受けた場合で、引き続き利用契約を継続するときは、登録情報更新手続きのご案内に記載する期日までに、更新登録シートをセンターに提出するとともに、第27条の利用料金をセンターに支払うものとします。

2 利用者は、登録内容を確認し、変更があるときは、当該変更後の内容を更新登録シートに記載するものとします。

3 センターは、利用者が登録内容一覧表に記載した次回更新年月の当月5日までに、マンションみらいネットの更新手続きを行わない旨を申し入れたときは、当年の利用契約は更新しないものとし、当年における第27条の利用料金の支払いは要しないものとします。

4 全項目登録組合が更新する場合に限り、全項目登録組合の希望により、センターは登録補助者を派遣し登録内容の確認（以下「現地確認」といいます。）を行います。

5 前項の現地確認にあたり、全項目登録組合は、登録補助者について希望がある場合は、「登録補助者希望届」にその旨を記載し、センターに申し出ることができるものとします。この場合において、センターは、全項目登録組合の希望を参考にして登録補助者の選定を行うものとします。

6 第4項の登録補助者の派遣を希望した全項目登録組合は、現地確認に当たり必要な協力を行わなければなりません。

7 全項目登録組合は、登録補助者の確認の結果、マンション情報を訂正する必要があるときは、登録補助者の指示に基づき訂正を行うものとします。

8 第4項の現地確認は、別に定める「同時確認の実施手順」に従い、全項目登録組合が独自に登録補助者の資格を有する者に更新登録シートの作成補助を委託して、当該登録補助者が更新登録シートの作成補助と同時に行うことができます。

第4章 図書の電子化

(図書の電子化)

- 第11条 利用者は、A3判以下の文書及び図面（以下「図書」といいます。）の電子化並びに保管を希望する場合は、センターが別に定めるところに従い手続きを行うものとします。
- 2 センターは、前項の規定により電子化した図書（以下「図書データ」といいます。）の内容については、審査又は管理する義務を一切有しないものとします。
- 3 利用者は、第1項の規定による図書の電子化及び保管、図書データの閲覧等により組合員又は第三者に損害等が生じ、組合員又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起されたときは、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟の処理解決に当たるものとします。
- 4 センターは、利用者が前条の規定により利用契約を更新しているときは、図書データの保管を継続するものとし、更新が行われていない場合は、保管を取りやめ、図書データを廃棄することができるものとします。
- 5 センターは、保管している図書データが事故等により消失した場合（前項の規定により図書データを廃棄した場合を除きます。）は、当該図書データの保管依頼者である利用者から当該図書の再提供を受けた場合に限り、図書データの再作成を無償で行うものとします。

(大判図面の電子化)

- 第12条 利用者は、A3判を超える図面（以下「大判図面」といいます。）の電子化及びバックアップデータの保管を希望する場合は、電子化についてセンターが別に指定する大判図面の電子化業者（以下「図面電子化業者」といいます。）に、直接申し込むものとします。この場合において、利用者は、図面電子化業者が指定するところにより、図面電子化業者との間で手続きを行うものとします。
- 2 利用者は、前項の大判図面の電子化が行われたときは、大判図面の電子データを図面電子化業者から受領し、図面電子化業者の請求に基づき大判図面の電子化料金を支払うものとします。
- 3 センターは、第1項の大判図面の電子化が行われた場合は、図面電子化業者から大判図面の電子データの提供を受け、利用者のためにバックアップデータを保管するものとします。
- 4 センターは、大判図面電子データの閲覧に使用するソフトは提供しないものとします。また、大判図面電子データの閲覧に使用するソフトの仕様変更により、大判図面電子データが閲覧不能となった場合においても、そのサポート、補償等を行わないものとします。
- 5 センターは、利用者が第10条の規定により利用契約を更新しているときは、バックアップデータの保管を継続するものとし、更新が行われていない場合は、保管を取りやめ、データを廃棄することができるものとします。
- 6 センターは、保管しているバックアップデータが事故等により消失した場合（前項の規定によりデータを廃棄した場合を除きます。）は、バックアップデータの保管依頼者である利用者から利用者が保管している大判図面の電子データの提供を受けた場合に限り、バックアップデータの再作成を無償で行うものとします。

第5章 登録情報等の利用

第1款 閲覧

（ID及びパスワードの管理）

- 第13条 センターは、利用者に、管理者用のID及びパスワード並びに組合員用の共有ID及びパスワードを発行するものとします。
- 2 利用者は、管理組合の役員等で、パスワードの変更や掲示板の書込みなどを行う等、管理組合内で本システムの利用管理を行う者（以下「利用管理者」といいます。）に対し、管理者用のID及びパスワードを管理させるとともに、利用管理者を変更したときは、当該ID及びパスワードを変更後の利用管理者に引き継ぐものとします。
- 3 利用者は、その所属する組合員に、組合専用サイトを閲覧するための組合員用の共有ID及びパスワードを配布するものとします。
- 4 利用者は、前項のID及びパスワードを配布した組合員が転居等により組合員でなくなったときは、必要に応じて、利用管理者に管理者用のID及びパスワードを使用して組合専用サイトから組合員用の共有ID及びパスワードを変更させるものとします。
- 5 利用者及び組合員は、ID及びパスワードの管理責任を負うものとします
- 6 利用者及び組合員は、ID及びパスワードを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
- 7 利用者又は組合員は、ID及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害について責任を負うものとします。
- 8 利用者は、ID及びパスワードが盗難に遭い、又は第三者に使用されていることが明らかになったときは、直ちにパスワードを変更するとともに、センターにその旨を連絡するものとします。
- 9 利用者は、適宜パスワードを変更するものとし、その変更を怠り、又は第2項から前項までの取扱いを怠ったことにより生じた損害について責任を負うものとします。

（組合専用サイトの利用）

- 第14条 利用者は、組合専用サイトにおける掲載情報が当該情報の作成日現在の状況と異なることが明らかになったときは、センターにその旨を連絡するものとします。
- 2 利用者は、利用者又は組合員が組合専用サイトの掲載情報の内容を第三者に閲覧させ、又は提供したことにより生じた損害について責任を負うものとします。

（組合内掲示板の管理）

- 第15条 組合専用サイトにおけるお知らせ機能、理事会用掲示板機能、スケジュール機能等（以下「電子掲示板等」といいます。）に掲載する内容については、利用者が管理するものとします。
- 2 利用者は、電子掲示板等に掲載した内容により生じた紛争又は損害について責任を負うものとします。

第2款 利用者及び組合員の利用上の注意

(本システムの利用)

- 第16条 利用者及び組合員は、本規約、別に定める特約、その他第29条のセンターからの通知に従い、本システムを利用するものとします。
- 2 利用者は、本システムを通じた情報の発信及び本システムの利用について責任を負うものとし、それによって第三者に損害を与え、又は、第三者との間で紛争を生じたときは、自己の費用と責任でその処理解決に当たるものとし、センターに何らの迷惑又は損害を与えないものとします。
- 3 利用者又は組合員は、本システムの利用に関連してセンターに損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する義務を負うものとします。

(禁止事項)

- 第17条 利用者及び組合員は、本システムの利用に当たって、次の各号に掲げる行為（これらに該当する情報を本システムに登録する行為を含む。）を行ってはなりません。
- 一 他の本システムの利用者及び組合員、第三者若しくはセンターの著作権その他の権利を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - 二 他の本システムの利用者及び組合員、第三者若しくはセンターの財産若しくはプライバシーを侵害する行為、名誉を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - 三 他の本システムの利用者及び組合員、第三者若しくはセンターに不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
 - 四 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為、又は公序良俗に反する情報若しくはそのおそれのある情報を他の利用者及び組合員、若しくは第三者に提供する行為
 - 五 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそれらのおそれのある行為
 - 六 事実と反する情報、又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - 七 本システムの運営を妨げる行為
 - 八 本システムの信用を失墜させる行為
 - 九 ID及びパスワード等を不正に使用する行為
 - 十 コンピューターウィルス等有害なプログラムを本システムを通じて、又は本システムに関連して使用し、若しくは提供する行為
 - 十一 法令に違反する、又は違反するおそれのある行為
 - 十二 前各号に掲げるもののほかセンターが不適切と認める行為

(連絡先の変更の通知)

- 第18条 利用者は、第5条第2項の規定によりセンターに届け出た連絡先を変更したときは、変更後の連絡先をセンターに速やかに届け出るものとします。

(設備等の準備)

- 第19条 利用者及び組合員は、通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となる全ての機器の準

備及び回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入その他本システムを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。

第3款 その他の利用

（登録情報等の公開）

第20条 センターは、登録情報及び加工情報のうちセンターが非公開項目として定める項目を除いた登録情報を公開サイトで第三者に提供するものとし、利用者はこれを承諾するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、センターが別に定める項目については、利用者が非公開を希望した場合に限り非公開とします。

3 利用者は、前2項の規定により公開サイトで提供した情報が事実と相違していたために生じた損害について責任を負うものとします。

（登録情報等の統計利用）

第21条 センターは、登録情報、加工情報及び診断情報を統計分析に利用し、その統計分析内容を公表できるものとします。

第6章 登録情報等の管理

（情報等の削除）

第22条 センターは、利用者が本システムに登録し、組合専用サイト又は公開サイトで提供した情報等が、次の各号に掲げる場合に該当するときは、第三号の場合にあっては利用者に通知した上で、第一号、第二号及び第四号の場合にあっては利用者に通知することなく、当該情報等を削除することができるものとします。

- 一 センターへの申告、届出内容に虚偽があった場合
- 二 第17条の禁止事項に該当する場合
- 三 本システムの保守管理上必要であるとセンターが認めた場合
- 四 前各号に掲げるもののほかセンターが削除の必要があると認めた場合

（個人情報の取扱い）

第23条 センターは、利用者がセンターに届け出た連絡先などの個人情報を、本規約に定める目的以外の目的で利用しないものとします。

2 センターは、次の各号に掲げる場合を除き、個人が識別可能な状態で第三者に個人情報の提供をしないものとします。

- 一 提供者の同意が得られた場合
- 二 刑事訴訟法又はその他の法令の規定に基づき情報の開示を求められた場合

第7章 解約及び利用中止等

(利用者の契約の解除)

第24条 利用者は、利用契約を解除しようとするときは、センター所定のマンションみらいネット解約申請書によりその旨をセンターに通知するものとします。この場合において、センターにマンションみらいネット解約申請書が到着した日の属する月の末日に利用契約が終了するものとします。

2 センターは、前項の規定による契約終了後、速やかに本システムによるすべてのサービス及び情報提供を取りやめるものとします。

3 第1項による利用契約の終了後、当該利用者に関するデータ(第11条及び第12条のデータを含む。)を、センターが別に定める期間が経過した後に消去するものとします。

4 第1項の規定により利用契約が終了したときは、利用者は第1項に定める利用契約の終了までに発生したセンターに対する債務の全額について、センターが定める支払期日までに支払うものとします。

5 センターは、既に支払われた利用料金の払戻はしないものとします。

(センターの契約の解除)

第25条 センターは、利用者又は組合員が次の各号に掲げる場合に該当するときは、事前に催告することなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- 一 センターへの申告、届出内容に虚偽があった場合
- 二 過去に不正使用などにより利用契約が解除されていることが明らかになった場合
- 三 支払期日を3ヶ月経過してもなお利用料金を支払わない場合
- 四 第17条に定める禁止行為を行った場合
- 五 その他本規約に違反した場合
- 六 その他利用者として不適切とセンターが認めた場合

2 前項の規定により利用契約を解除したときは、前条第2項から第5項までの規定を準用します。

(利用中止)

第26条 センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、本システムの利用を中止するものとします。

- 一 センターの本システムの保守を定期的に又は緊急に行うとき。
- 二 センターの本システム用設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 三 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- 四 センターが設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じたとき。
- 五 センターが本システムの運用の全部又は一部を中止する必要があると認めたとき。

第8章 利用料金

(利用料金体系)

第27条 利用者がセンターに支払う利用料金の種類は次の表のとおりとし、その金額は別に定めるものとします。

利用料金の種類
年間利用料(年1回)

(利用料金の支払)

第28条 利用者は、第5条の利用契約の申込後、速やかにセンター所定の払込取扱票により、初年度の年間利用料として前条の年間利用料を振り込むものとします。

2 利用者は、2年目以降の年間利用料として前条の年間利用料を、第10条第1項のセンターが送付する登録情報更新手続きのご案内に記載された指定日に口座振替により支払うものとします。

3 利用者は、センターから通知があったときは、速やかにセンター所定の預金口座振替依頼書をセンターに提出するものとします。記載内容を変更したときも同様とします。

4 利用者は、第3項の指定日に口座振替ができなかったときは、センターが別に指定する方法により更新料を支払うものとします。

5 センターは、理由の如何を問わず、本システムの利用契約が終了し、又は利用契約を解除したときにおいて既に支払われた利用料金を払い戻さないものとします。

6 センターは、本システムの利用料金に関する領収書を発行しないものとします。

第9章 雑則

(センターからの通知)

第29条 センターは、利用者へ通知するときは、利用者が第5条第2項により予めセンターへ届け出た連絡先に行うものとします。

2 センターは、次の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を利用者に通知するものとします。

一 本規約の変更

二 利用料金の変更

三 センターからの契約の解約

四 前3号に掲げるもののほか本システムの利用条件の変更

3 センターは、前項第一号、第二号及び第四号の変更について、センターのホームページにその内容を公表することをもって通知に代えることができるものとします。

(センターの免責)

第30条 センターは、本システムを利用するすべての者が本システムを通じて得る情報について、その完全

性、正確性、確実性、有用性等につき保証をするものではありません。

- 2 センターは、次の各号に掲げる事由により生じた損害について、本規約にセンターが責任を負うことを明示している場合を除き、損害賠償の責任を負わないものとします。
- 一 センターの責に帰さない事由により損害が生じたとき。
 - 二 センターの予見の有無にかかわらず、特別の事情により損害が生じたとき。
 - 三 天災、事変、戦争、内乱その他の不可抗力により、本システムを提供できなかったことによって損害が生じたとき。
 - 四 本システムの利用又は更新につき、利用者において総会決議などによる同意を得ていなかったことによって損害が生じたとき。
 - 五 理由の如何にかかわらず、利用者が本システムに登録した情報に基づくデータ（第11条及び第12条のデータを含む。）用設備のファイルに書き込んだ情報が消滅したことにより損害が生じたとき。
 - 六 利用者又は組合員が、本システムの利用に関連し、第三者に損害を与えたとして、第三者から何らかの請求がなされ、訴訟が提起され又は不利益を被ったとき。
 - 七 利用者が第5条第2項又は第18条の届け出を怠ったために、前条の通知ができなかったことにより損害が生じたとき。
 - 八 第5条第2項又は第18条の規定により利用者が届け出た連絡先にセンターが送付した送付物について、紛失若しくは情報の流出等により損害が生じたとき。
 - 九 本システムの提供に当たり、遅滞、変更、利用中止若しくは廃止により、損害が生じたとき。
 - 十 利用者又は組合員が、組合専用サイトの登録情報を第三者に提供したことにより、第三者に損害が生じたとき。
 - 十一 第22条の規定によりセンターが情報を削除し、又は情報を削除しなかったことにより、損害が生じたとき。

（分離性）

第31条 本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

（準拠法）

第32条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

（紛争の解決）

第33条 本システムに関連して利用者又は組合員とセンターとの間で紛争が生じた場合は、利用者又は組合員とセンターとの間で誠意をもって協議し、解決するものとします。

2 前項の協議が整わない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

附 則（令和2年規程第1号）

（施行期日）

第1条 本規約は、令和2年2月1日から施行します。

（経過規定）

第2条 本規約の施行に伴い、「マンションみらいネット利用規約（平成17年規程第11号）」及び「マンションみらいネット〈図書電子蓄積型〉利用規約（平成22年規程第4号）」は効力を失うものとします。